

## 【議 事】

### (1) 報 告 事 項

- ア 令和3年度第3回介護保険運営協議会の書面開催に係る  
記録について . . . 1 頁
- イ 令和3年度における地域密着型サービスの指定について  
. . . 1 1 頁
- ウ 現計画における状況について（高齢者数等）  
. . . 別冊

### (2) 協 議 事 項

- ア 令和4年度介護保険運営協議会の運営について  
. . . 1 3 頁
- イ 第10次高齢者保健福祉計画の策定に係るスケジュールについて  
. . . 1 5 頁
- ウ 地域包括支援センター運営に関する令和3年度実績報告  
及び令和4年度事業計画について . . . 1 9 頁

## 【その他】

- ア 本市における健康づくり事業の取組みについて  
. . . 2 7 頁



(1) 報告事項－ア

**令和3年度  
第3回いわき市介護保険運営協議会**

**書面開催に係る記録**

**保健福祉部 介護保険課**

令和3年度 第3回 いわき市介護保険運営協議会 書面開催に係る記録

1 送付日 令和4年2月15日 書面送付

2 参加者

委員	金成 明美	委員	篠原 清美
委員	慶徳 民夫	委員	佐久間 美保
委員	山内 俊明	委員	箱崎 秀樹
委員	中里 孝宏	委員	鈴木 亜希
委員	政井 学	委員	川口 光子
委員	鐘下 公美子	委員	渡邊 成子
委員	篠原 洋貴	委員	小賀坂 義弘
委員	公平 和俊		

3 議 事

(1) 報告事項

ア 令和3年度高齢者施設・居住系サービスにおける公募について  
意見は特になし。

(2) 協議事項

ア 本市における介護予防事業の取組状況について  
事務局資料として、を提示。承認多数（承認 15、不承認：0）により、事務局案の通り可決。  
各委員からの意見は以下の通り。

慶徳委員	<p>1. 要介護認定者における循環器系疾患有病率について（P9） 兼ねてから申し上げているように、本市の有病率の高さは際立っている。健康管理部門との横の連携を具体化して取り組むべきだ。（例：生活習慣病と要介護認定率低減への取組み）</p> <p>2. 介護予防ハイリスク者把握事業について（P14） ハイリスク者を把握し、個別の介入をしているにもかかわらず1のような結果となっていることから、介入の方法を再検討する必要があるのではないか。</p> <p>3. ポピュレーション事業について 1と同様、兼ねてから申し上げているが、ハイリスク者把握のみではなく、全市民への意識向上のためのポピュレーション事業を具体的に実施する必要があると思われる。</p>
------	---

	<p>(例：地域特性を活かした介護予防事業 → 平地区と小名浜地区とでは地域性が異なるので、事業の中身も変える必要があるだろう)</p> <p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>1 健康管理部門との連携について、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を行うことを目的に、令和3年度から市内2地区で保健事業として実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」において、事業開始時より適時情報を共有し、つどいの場等と連携して健康教育や相談を実施している。来年度以降も実施地区を拡充していく予定である。</p> <p>2 本事業は、平成30年度から令和2年にかけて、ハイリスクシステムの構築を行い、令和3年度より、本格導入となっている。評価指標として、対象者の介入前後の健康状態や生活習慣、社会参加の状況、受診状況等を定めているが、高齢者の特性から、成果があらわれるまで中長期的な経過をみる必要があるものもあると考えている。 ご指摘を踏まえて、事業の成果を確認しながら、介入方法を適宜見直し、効果的な事業展開を目指していきたい。</p> <p>3 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」では、ポピュレーションアプローチとして、つどいの場等でフレイル予防の普及啓発活動を行っており、来年度以降も継続していく予定である。 また、高齢者を含めた全市民対象の取組みについては、ICTを活用した健康づくりとしてYouTubeでの運動動画の生配信等、健康に関するさまざまな情報発信を行っているほか、中学2年生を対象とした「いわきっ子生活習慣病予防検診」により、生徒やその親世代の意識向上にも取り組んでいる。</p>
中里委員	<p>新型コロナウイルス感染症の影響から、各種事業をオンラインで行うようになってきた。</p> <p>現在はスマートフォン、タブレット、パソコン等に不慣れな方が多いが、新型コロナウイルス感染症の収束後には、これら機器を使用できる高齢者が増え、オンラインでの事業実施がやりやすくなるだろう。</p> <p>来年にはADSL回線が廃止になり、光回線や5G等の高速回線が普及すると思われるが、山間部や過疎地域での普及の遅れや通信料の上昇が予想される。</p> <p>現在、タブレットの貸与を行っているが、その際の通信環境(Wi-Fi等)や電話料金の負担等は、どのようになっているのか。</p>

	<p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>本市で行っている、オンラインつどいの場「おうちでつながる会」では、つどいの場の参加者に対し、自宅でオンラインにてつどいの場の活動を行えるよう、1人1台タブレット端末を貸与し、介護予防体操などのプログラムを行っている。</p> <p>タブレット端末はWi-Fi環境を必要としないCellularモデルを採用しており、使用に係る料金は市で負担しているものである。</p>
山内会長	<p>高齢者の現状として、高血圧や心筋梗塞の有病率が高い、75～79歳の新規認定者が県内で一番多いことが挙げられている。その年齢になって急に悪くなるのではなく、それ以前の日常生活に原因があると考えられる。高齢者になってからの発病は坂道を転げるようにどんどん悪化してしまう。40歳代から60歳代までの生活で健康状態を維持することが最も大切で、効果的ではないか。</p> <p>一概には言えないが、本市は広域都市で自動車通勤の方が多く、日常生活で歩くことや運動することが少ないことによる運動不足と肥満が根底にあると思う。医師として日常生活でみる患者の肥満の多さが気になる。</p> <p>職場等での運動習慣の確立や肥満対策に力を入れていくと将来的に改善が得られると思う。10～20年以上経てから心筋梗塞や糖尿病、高血圧の有病率が改善すると思うが、短期的な改善は期待できない。それでも愚直に継続することが望まれる。</p> <p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>高齢者のみでなく全市民対象の取組みとして、運動の面では、令和2年度から、気軽に健康づくりに取組める施設となる「健康づくりサポートセンター」を整備し、また、今年度からICTを活用した健康づくりとしてYouTubeでの運動動画の生配信等を行っている。また、食の面では、今年度から本市の健康課題の一つである高血圧の予防改善に向け、「減塩」商品の開発等を実施している。</p> <p>また、職場における取組みとして、令和元年度から企業と協働して従業員の生活習慣の改善を促す「官民共創健康づくり事業」を実施している。</p>
中里委員	<p>「(3) 要介護認定者における有病状況」(P8)の番号は「(4)」ではないか。</p> <p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>ご指摘のとおり。訂正する。</p> <p>要介護認定者の有病状況(P9)にて、高血圧症、心臓病等で減少傾向にあるが、中年以後～介護認定を受けていない者、または、認定率が低い世代などと比較することにより、今後の予測ができるのではないか。</p>

	<p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>ご指摘のとおり、要介護者の有病状況に関して多角的なデータ抽出を行うことが、より信頼性の高い分析に寄与するものと考えられる。</p> <p>ご指摘を参考に、第9次いわき市高齢者保健福祉計画の推進とより有効的な次期計画の策定に向け、今後もデータ抽出及び分析を進めていきたい。</p>
篠原（洋）委員	<p>つどいの場創出事業の「今後の展開」（P11）の「さらに、今後～促進する」（6～7行目）について、以下のとおり言い換えた方が良いのではないかと。</p> <p>⇒さらに、今後においては、住民支え合い活動との一体的な取り組みへの意識醸成により、高齢者の地域への社会参加と<u>地域における担い手の確保に努め</u>、継続的かつ安定的な活動を促進する。</p>
	<p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>ご指摘のとおり、住民支え合い活動と一体的な取り組みの推進にあたっては、社会参加の促進に加え、地域における担い手の確保が必要不可欠であることから、訂正する。</p>
公平委員	<p>つどいの場は、別添え回覧チラシのとおり、介護予防等様々な効果が得られる。現状として、地域の仲間（友人）どうしが中心となって運営活動しているのがほとんどで、ゆえに代表者が高齢化すると必然的に衰退していく傾向になる。</p> <p>現在、四倉地区の新町いきいきサロン・仲町サロンは、区長・民生委員が主体となり運営されており、後継者問題は発生しないと考えている。また、新町及び仲町地区は住民支え合い活動を実施しており、高齢者への参加要請も行っている（いずれも代表者は区長で、民生委員との協力体制も十分である）。</p> <p>今後、他のつどいの場の見直しを図るべく、区長会長及び社会福祉協議会長名で、区長・民生委員が積極的に参加・運営に関わるよう依頼文書を送付し、協力要請している。</p> <p>また、3月回覧時、別添え回覧チラシを回付予定である。</p>
	<p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>つどいの場の運営や活動に関し、地域内への呼びかけなど、積極的な働きかけに感謝申し上げます。</p> <p>市としても、継続的な活動を促進するため、つどいの場コーディネーターを通じ、団体の体制づくりやリーダー等の担い手の確保について、さらなる強化に努めていく。</p>
川口委員	<p>本市においては重度認定率が高いとのこと。新型コロナ感染</p>

	<p>症まん延の中、感染対策に苦慮し、介護予防事業の取組みの現状が報告され、継続的に努力しているようだが、このような状況の半面、重度認定者の生活継続に施設運営者の目線から、かなり厳しい現状を目の当たりにしている。</p> <p>在宅生活支援に家族が限界を感じ、必要とする介護サービスを希望しても、「感染症や制度の縛り、状態の悪化により受け入れられない」といった話が聞かれる。</p> <p>介護予防ケアマネジメント支援会議の事業概要から、マネジメントをしっかりと実施し、適したサービスの提案ができ、高齢者の方々が継続的に在宅生活を維持でき、また生活の質の向上が図れますよう期待し、サービス提供事業者側としてもスキルアップに努力したいと思う。</p> <p>また今後は、課題にあるように、介護予防ケアマネジメント支援会議の有効性についての周知をしっかりとしてもらえると、貴重な時間の共有ができると思う。</p> <p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>介護予防ケアマネジメント支援会議については、今後、居宅介護支援事業所等に対し、チラシ等を活用した当該会議への積極的な参加促進および周知の強化と、これまでの会議の成果物として、各専門職団体の協力のもと、アドバイス内容から各分野におけるアセスメントのポイントを取りまとめた助言集の作成・配布を予定している。</p>
小賀坂委員	<p>1. シルバーリハビリ体操について</p> <p>私はシルバーリハビリ体操3級指導士の認定を受けているが、新型コロナまん延防止対策のため、現在は休止中である。それまでの半年弱の間、地元公民館での体操指導に参加した。</p> <p>教室開催頻度である1～3回/月の体操のみでは、参加者がその効果を実感するのは難しいように感じている。参加者自身が効果を実感できることが、運動継続の大きなモチベーションにつながると思うので、参加者が教室に欠席しないで通い続けることの他に、自宅等で教室の無い日にもシルバーリハビリ体操を実施できるように誘導することが、本事業継続のポイントだと思う。</p> <p>その対策の一つとして、教室の開催頻度が1回/月の会場では、毎週開催に向けた取組みが必要になると思う。指導士の負担が大きくなると予想されるので、教室当たりの指導士が少ない教室でも運営できるよう、地域包括ケア推進課で指導士の日程調整（ローテーション管理）を取り入れることも必要に思う。</p>



	<p>2. シニアボランティアポイント事業について</p> <p>私は、神奈川県から本市に移り住んで2年になるが、当事業の存在を本資料にて初めて知った。事業の認知度を上げること、また、どのような活動をするポイントが貰えるのか、具体的な活動等の周知が必要であると思う。</p> <p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>1 シルバーリハビリ体操について</p> <p>シルバーリハビリ体操については、週1回以上の実施を推奨している。特に、今後においても新型コロナの影響が懸念されることから、体操教室だけでなく、自宅での自主活動も重要であると考えている。</p> <p>このことから、市では動画配信や希望者への体操DVDの配布により自主的な活動を推進しているところである。</p> <p>また、教室の開催頻度を上げることは望ましいが、指導士については、市民ボランティアとして自身の出来る範囲内での活動をお願いしているものである。今後においては、新たな指導士の確保のため、養成講座を継続するとともに、講座修了後、スムーズに地域において活動できるよう支援してまいりたい。</p> <p>2 シニアボランティアポイント事業について</p> <p>本事業については、これまで地区保健福祉センターや公民館、ボランティアの受入れ機関である介護施設等でのポスター・パンフレットの掲示・配布をはじめ、広報いわき（3、4月号）へのお知らせ記事や市ホームページへの掲載などを通じて周知を図っているが、未だ認知度が低い傾向にあることから、他の周知方法について検討している。</p> <p>今年度の取組みとしては、Facebook（いわきの地域包括ケア「いごく」）に事業概要を掲載したことや、事業説明の動画を作成しYouTubeに投稿したところである（市ホームページよりリンク）。</p> <p>今後は、ポスターやパンフレットのデザインや内容、配布場所の拡充（商業施設や金融機関等）を検討するほか、つどいの場をはじめとした様々な場面で動画を活用した広報のほか、実際に活動されている方を取材し、地域包括ケアポータルサイト等において情報発信するなど様々な媒体による事業周知に努めていく。</p>
--	--

イ 一般高齢者サービス等における令和4年度単価設定について

事務局案として、を提案。承認多数（承認14、不承認：1）により、事務局案の通り可決。

各委員からの意見は以下の通り。

鈴木委員	<p>「4 配食サービス事業」について（P19）</p> <p>受託事業者が限られることから、地区別配送事業者一覧の中から利用者の地区に対応する事業者を選択して支援している。</p> <p>しかし、一覧で対応地区となっていないにもかかわらず、実際には対応している事案があった。適切に利用者が選択できるよう一覧を修正してほしい。</p> <p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>当該事業に係る事業者ごとの実施地域については、年度当初の契約時（年度途中において新規契約することとなった事業者に対しては、その時点）において、書類の提出により確認している。</p> <p>また、これらの情報については、追加、変更の都度、各地区保健福祉センターに対し周知するとともに、市ホームページに掲載の「実施地域一覧表」を更新しているところである。</p> <p>ご意見いただいた事案については、利用者からの申し出により、各地区保健福祉センターにおいて事業者と個別対応したことがあったものと考えられる。原則として、実施地域は一覧表によるものとしているが、利用者、事業者、地区保健福祉センターとの協議により必要と認められる場合は、一覧表以外の地域でも、個別対応により実施できるものとしているところである。</p>
渡邊委員	<p>「1 住宅改修相談等支援事業・高齢者住宅改造支援事業」について（P17）</p> <p>住宅改修理由書作成費は、居宅届（居宅サービス計画等作成依頼届出書、等）が提出されていない利用者の場合にて算定するものだが、適切な理由書作成のためには、本人の自立度や住環境等の実態調査に時間を要する。</p> <p>最低3時間程度かかるとして、時給1,000円程度と考えた場合、単価は3,000円程度が妥当ではないか。</p> <p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>ご意見のとおり、担当ケースではない要介護者等に対して適切な理由書を作成するには、自立度や住環境等、実地調査に時間を要するものと認識している。</p> <p>国では、平成13年1月から実施された介護予防・生活支援事業（現：地域支援事業）の住宅改修事業（現：福祉用具・住宅改修支援事業）において、補助基準単価を住宅改修プラン作成1件あたり2,000円としており、その後、当該金額の見直しがなされておらず、現在まで同額で推移している状況にある。</p> <p>このため、本市でも理由書作成費を2,000円と設定しているが、今後、他市の状況等を調査し、適正な単価となるよう検討して参りたい。</p>

4 その他

その他、各委員から寄せられた意見等は以下の通り。

<p>渡邊委員</p>	<p>特定事業所集中減算への対応のため、ケアプラン作成時の情報開示として、当該居宅介護支援事業所における紹介率上位3者を明記した書面を利用者に提示した上で、作成したケアプランへの同意をもらうようにしている事例がある。</p> <p>しかし、利用者側は提示された3者を評価が高い事業者と求めて希望しても、集中減算を避けるためには他の事業者を選択せざるを得ない。これでは利用者、事業者ともに何のメリットもない。</p> <p>紹介率上位3者ではなく、紹介をした5～10者を順位付けせずに情報開示する方が良いのではないか。</p> <p>&lt;事務局回答&gt;</p> <p>各サービスの紹介率最高法人の割合が80%を超えても、サービスの質が高い（例えば、訪問介護において早朝または夜間にサービスを提供している）場合など、正当な理由であると判断できる場合は、特定事業所集中減算の適用外となる。</p> <p>また、利用者が居宅介護サービス等の事業所を比較、検討できるように、居宅介護支援事業所に対して、確認書を用いながら複数のサービス事業所を利用者へ説明するなどの対応をとるよう、周知しているところである。</p> <p>各事業所には、この点を踏まえて公正・中立な対応をお願いしたい。</p> <p>※ 特定事業所集中減算</p> <p>居宅介護支援事業所において作成された居宅介護サービス計画において、居宅サービス等の提供総数のうち、判定期間内に同一法人によって提供されたものの占める割合が一定割合を超えた場合は、介護保険法第46条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）により、所定単位数から1月につき200単位を所定単位数より減算する。</p> <p>※ 紹介率</p> <p>（各サービスに係る各法人のケアプラン数）  <math>\div</math>（各サービスを位置付けたケアプラン数）<math>\times</math> 100</p>
-------------	---



## イ 令和3年度における地域密着型サービス事業所指定について

No.	区分	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
1	新規	地域密着型通所介護	ほねつぎデイサービス 泉町	いわき市泉玉露3丁目 12番地の1	株式会社 エステート高島	令和3年9月1日
2		地域密着型通所介護	ほねつぎデイサービス 御台境町店	いわき市内郷御台境町 鶴巻2番地	株式会社 エステート高島	令和3年9月1日
3		地域密着型通所介護	デイサービス福老 BLGいわき	いわき市内郷御厩町 2丁目87番地	株式会社 ロングリバー	令和3年10月1日
4		地域密着型通所介護	デイサービスあさなぎ	いわき市常磐関船町 一丁目3番地の10	株式会社あさなぎ	令和3年12月1日
5		地域密着型通所介護	デイサービス リフレ&スパさはこ	いわき市常磐湯本町 三函91番地の1	株式会社 ケアサポートさはこ	令和3年12月1日
6		看護小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 ゆうやけの家	いわき市小名浜住吉字 浜宿23番地の1	株式会社 ゆうやけ介護	令和3年12月1日
7		地域密着型通所介護	デイサービスセンター いちごいち笑	いわき市平中神谷字 南鳥沼27番地	株式会社 大間シルバーケア	令和4年3月1日

## 地域密着型サービス事業所数の推移

単位：箇所

サービスの種類	平成30年度当初	平成31年度当初	令和2年度当初	令和3年度当初	令和4年度当初
地域密着型 通所介護	75	78	82	82	84
認知症対応型 通所介護	21	25	24	23	24
認知症対応型 共同生活介護	42	42	41	43	44
小規模多機能型 居宅介護	26	25	24	21	21
看護小規模多機能型 居宅介護	1	1	1	1	2
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	11	11	11	11	11
地域密着型 特定施設 入所者生活介護	2	2	2	2	1

※上記の事業所数には休所中の事業所は含まれておりません。

※「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」の指定事業所はありません。



## (2) 協議事項

### ア 令和4年度介護保険運営協議会の運営について(案)

#### 1 会議の運営方法について

- (1) 会議資料は、各委員に事前配布することを原則とする。
- (2) 事前配布資料の内容に関する事前の質問及び確認等については、委員からの照会（メール等）を受け、回答することとする。
- (3) 事前配布資料については、原則会議当日の事務局説明を省き、委員間の実質的な協議の時間の確保に努めるものとする。
- (4) 高齢者の状況、要介護（支援）認定の状況、一般高齢者サービスの利用状況、地域包括支援センターの運営状況については、従前の通り資料配布による報告を受けながら、進行管理を行っていく。
- (5) 介護保険運営協議会を書面開催とする場合の協議事項については、資料と共に返信用紙を各委員へ送付し、過半数の承認をもって可決とする。

#### 2 主な会議内容(議事)について

- (1) 第9次いわき市高齢者保健福祉計画（以下「第9次計画」）の進行管理について
  - ① 「2025年、2040年を見据えたビジョン」である「健康寿命の延伸」と「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」の実現に向け定めた「9つの取組みの視点」については、各施策の推進状況等に関する報告を受けながら、進行管理を行っていくものとする。
  - ② その他、計画の進行管理のために必要な案件については、委員からの提案を基に適宜会議の中で決定し、協議していくものとする。
- (2) 地域密着型サービスに係る協議について

地域密着型サービスの指定等については、地域密着型サービス部会にて協議することとし、協議内容について、適宜報告を受けていくものとする。

### 3 年間スケジュールについて

年間スケジュールについては、概ね以下の予定で進めていくこととする。なお、地域密着型サービス部会については原則、当協議会と同日開催とする。

ただし、開催スケジュールを見直す必要が生じた場合は、都度、全委員に対し日程調整の事前協議を行うこととする。

また、開催方法は対面形式での開催を優先しつつも、新型コロナウイルス感染症対策等を鑑みて、必要に応じてオンライン開催または書面開催とする。

#### 【令和4年度 年間スケジュール（案）】

	日 時	議事及び計画策定に係る取組み(案)
第 1 回	○ 8月1日(月) 協議会: 18時00分～ ※オンライン開催	◎ 介護保険運営協議会 ・ 第10次高齢者保健福祉計画の策定に係るスケジュールについて ・ 令和4年度介護保険運営協議会の運営について 等
第 2 回	○ 11月10日(木) 部 会: 17時00分～ 協議会: 17時30分～	◎ 地域密着型サービス部会(同日開催) ◎ 介護保険運営協議会 ・ 令和4年10月の介護保険に係る臨時報酬改定について ・ 第10次高齢者保健福祉計画の策定に向けたアンケート調査について 等
第 3 回	○ 2月9日(木) 部 会: 17時00分～ 協議会: 17時30分～	◎ 地域密着型サービス部会(同日開催) ◎ 介護保険運営協議会 ・ 施設整備の公募結果について ・ 次期計画策定に向けた論点整理について 等



## イ 第10次高齢者保健福祉計画の策定に係るスケジュールについて

### 1 現行計画について

#### (1) 計画策定の背景

「いわき市高齢者保健福祉計画」は、「老人福祉法」及び「介護保険法」に基づき、「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体的なものとして策定する法定計画であり、本計画には、主に次の内容を定めている。

1. 市高齢者保健福祉計画施策の基本理念、基本構想、施策展開の方向性
2. 計画期間における介護保険サービスの給付見込量
3. 計画期間におけるサービス基盤の整備目標
4. 介護保険事業に係る給付費の見込み
5. 計画期間における介護保険第1号被保険者保険料の設定

#### (2) 計画期間

本計画の計画期間は3年を1期としており、現行の「第9次いわき市高齢者保健福祉計画（以下、第9次計画）」は、令和3年度から令和5年度までが計画期間となっている。

#### (3) 第9次計画の位置づけ

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り続けられるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が切れ目なく提供される社会的仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を、第8次計画までに推進してきた。

第9次計画では、これまでの取組を受け継ぎながら深化・推進し、さらに「団塊ジュニア世代」が65歳以上に到達する令和22（2040）年を見据えて、高齢者がより健康で生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、高齢者保健福祉の一層の向上に取り組むこととしている。

### 2 次期計画の策定について

#### (1) 次期計画の策定作業について

現行計画は次年度で終了するため、次期計画（第10次／令和6～8年度）の策定に向けた本格的な作業を次年度に行わなければならない。

策定作業においては、現行計画内における課題の抽出や重点施策の検討等を行っていくこととなるが、今年度はその準備作業として、市民の実態を把握するためのアンケート調査（後述）を予定している。

## (2) 次期計画策定に係るスケジュール（予定）

年 度	令和4年度									令和5年度												
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
介護保険運営協議会			①			②			③		①		②		③		④				⑤	
○アンケート関係																						
アンケート内容協議						◎																
アンケート調査実施								◎	→	◎												
アンケート集計											◎											
アンケート結果報告											◎											
○計画策定																						
スケジュール確認											◎											
重点施策の検討													◎	→	◎							
中間報告（計画の方向性）																	◎					
計画素案変更																						◎

### 【4年度】

- ・ アンケート調査票素案に係る協議（第2回協議会）
- ・ アンケート調査実施（1月～3月実施）

### 【5年度】

- ・ アンケート調査結果の報告（第1回協議会）
- ・ 次期計画策定に向けた重点施策の検討（第2～3回協議会）
- ・ 次期計画策定に係る中間報告（素案）に関する協議（第4回協議会）
- ・ 次期計画及び次期保険料に係る最終協議（第5回）

## (3) アンケート調査の実施について

### 【目的】

次期計画を策定するにあたり、介護における高齢者及びそのご家族の生活状況やニーズ等の実態を把握し、当該計画期間における介護保険サービスの給付見込量等の推計や、福祉施策への反映等に向けた基礎資料として活用する。

#### ○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者といった要介護状態になる前の高齢者を対象に、日常生活圏域ごとに、要介護状態になるリスクや社会参加状況等を把握し、地域の抱える課題の特定（地域診断）や総合事業の運営等に資すること等を目的とする。

#### ○ 介護支援専門員調査

介護保険制度の中核を担う介護支援専門員の考えや業務の実施状況を調査分析することで、より良い介護サービスの提供 並びに 今後の介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。

## ○ 在宅介護実態調査

「要介護者の在宅生活の継続」及び「介護者の就労の継続」の2つの基本的な視点に基づいて、在宅生活の継続に向けた施策等を構築するための「サービス提供体制の構築方針」の検討に活用することを目的とする。

## ○ その他の調査

次期計画策定にあたり、より正確な将来推計値を算出することを目的に、潜在的な施設サービス等の利用希望の状況や、「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」入居者の居所変更の状況等の影響の把握に向けた調査等の導入について検討する。



〔協議事項〕

ウ 地域包括支援センター運営に関する令和3年度実績報告及び令和4年度事業計画について

I 地域包括支援センター概要

1 設置目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。(介護保険法第115条の46第1項)

2 設置・運営主体

(1) 設置主体：いわき市

(2) 運営主体：特定非営利活動法人 地域福祉ネットワークいわき

(3) 地域包括支援センターの名称、場所、職員数等(令和4年4月1日現在)

名称	場所	職員数				
		保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	介護支援専門員	計
平	市役所 本庁舎1階	4	7	2		13
	中央台	1	3		1	5
小名浜	小名浜支所 北分庁舎	3	4	3	2	12
	泉	1	2	1		4
勿来・田人	勿来支所	3	7	3		13
常磐・遠野	常磐支所	2	6	1	1	10
内郷・好間・三和	総合保健 福祉センター	2	4	2	1	9
四倉・久之浜大久	四倉支所	1	2	2		5
小川・川前	小川支所	1	1	1		3
計		18	36	15	5	74

## II 令和3年度事業実績

### 1 事業内容

- 総合相談支援
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 介護予防ケアマネジメント支援
- 地域ケア会議
- 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- 認知症高齢者支援の推進

### 2 各事業実績

#### (1) 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、様々な相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務につなげる。

#### ● 相談件数等の推移

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
総合相談対応 延件数(件)	4,606 (384 件/月)	5,084 (424 件/月)	5,257 (438 件/月)	5,218 (435 件/月)	4,927 (411 件/月)
総合相談に関する 訪問延件数(件)	7,407 (617 件/月)	7,703 (642 件/月)	8,662 (719 件/月)	7,058 (588 件/月)	5,418 (452 件/月)

#### (2) 権利擁護

既存の支援では十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つかからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的、継続的な視点からの支援を行う。

- ・ 適切な権利行使のための支援（意思表示や自己決定への支援）、意思の尊重、成年後見制度の活用
- ・ 権利侵害からの救済、権利侵害防止のための支援、虐待や消費者被害への対応、成年後見制度の活用等

## ① 高齢者虐待

### ア 相談件数の推移

(単位：件)

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
相談件数	95	141	121	127	80

### イ 虐待の内容

相談件数 80 件のうち虐待認定件数 41 件の内訳（重複有）

(単位：件)

身 体 的	心 理 的	放棄・放任	経 済 的	性 的
26	15	6	6	1

## ② 成年後見

(単位：件)

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
相談件数	83	89	104	91	136

### 【参考】令和3年度いわき市権利擁護・成年後見センター相談実績

(新規相談者内訳)

区分	件数	割合
地域包括支援センター	111	51.6%
本人・家族	31	14.4%
各地区保健福祉センター	28	13.0%
居宅介護支援専門員	4	1.9%
事業所・施設	3	1.4%
その他	38	17.7%
合計	215	100.0%

(新規相談内容内訳)

重複有

区分	件数	割合
成年後見制度	55	24.1%
虐待対応	94	41.2%
市長後見申立て	39	17.1%
財産・金銭管理	6	2.6%
第三者からの権利侵害	0	0.0%
その他	34	14.9%
合計	228	99.9%

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

① 地域内介護支援専門員に対する支援

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
困難事例に対する 支援・制度説明等	849 件 (71 件/月)	879 件 (73 件/月)	1,282 件 (106 件/月)	1,841 件 (153 件/月)	1,932 件 (161 件/月)
事業所などへの 訪問件数	349 件 (29 件/月)	558 件 (46 件/月)	360 件 (30 件/月)	441 件 (36 件/月)	358 件 (30 件/月)

② 介護支援専門員会議の開催数・参加者数

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
開 催 数 (件)	33	35	30	16	40
延参加者 (人)	1,605	1,462	1,260	402	1,026

(4) 介護予防ケアマネジメント支援

要支援者等が可能な限り現在の生活を継続できるよう介護予防サービス計画を作成するとともに必要な連絡調整を行う。

● 介護予防サービス計画書(介護予防ケアマネジメント含)作成件数 (累計)

年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2 年度	R3 年度
件 数	36,103	36,955	37,523	36,461	35,944
うち新規	1,316	1,316	1,121	956	896

(5) 地域ケア会議 (個別ケア会議・小地域ケア会議)

関係者による個別課題、地域課題の検討・協議の場として開催

● 機能

- ・ 個別課題の解決
- ・ 地域包括支援ネットワークの構築
- ・ 地域課題の発見
- ・ 地域づくり、資源開発

【個別ケア会議開催状況】

年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2 年度	R3 年度
実施回数 (回)	30	115	86	126	83
延参加人数(人)	336	687	426	488	380

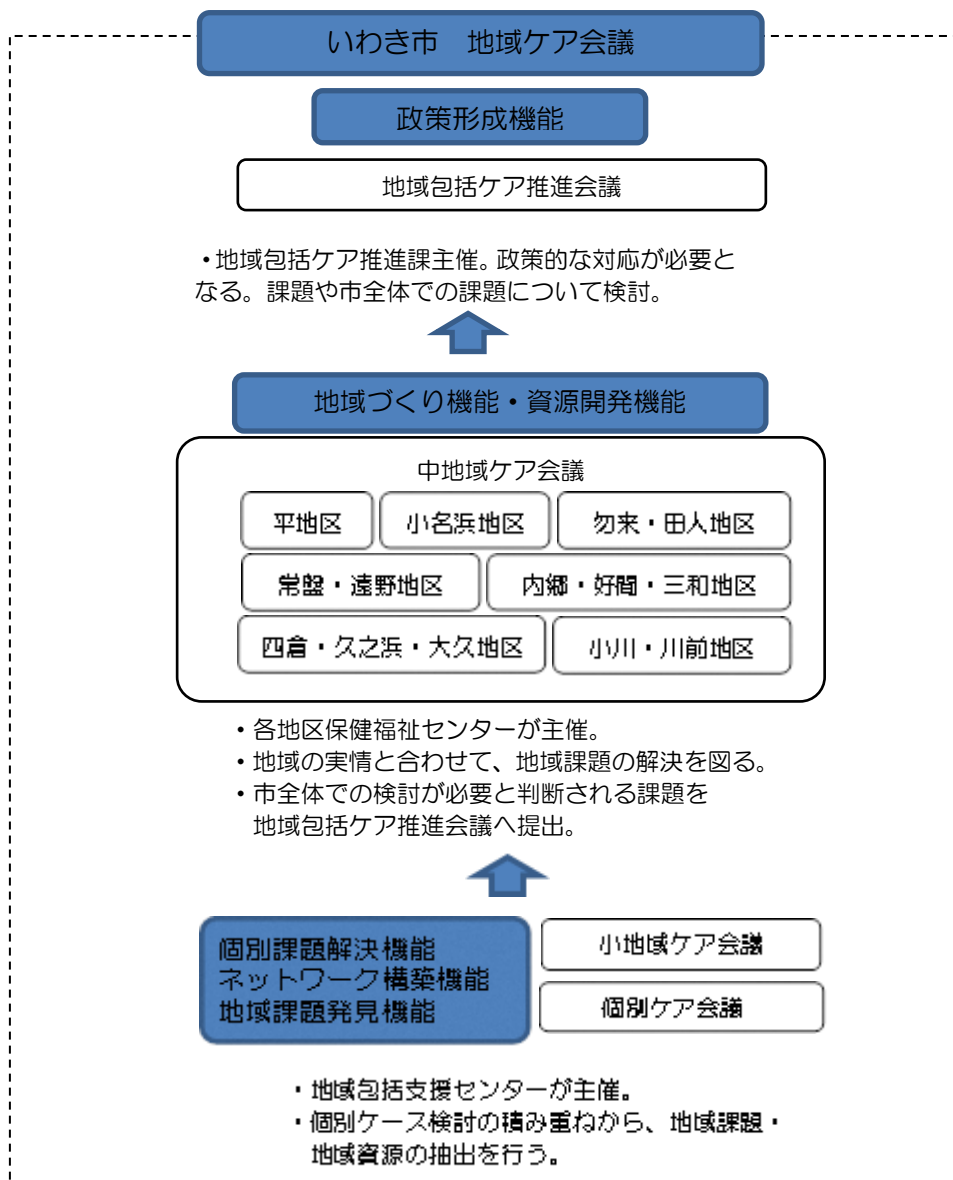
【小地域ケア会議開催状況】

年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2 年度	R3 年度
開催回数 (回)	67	57	9	18	13
延参加人数(人)	1,448	1,129	136	191	175



※ 平成 30 年度後半より、それまで必ずしも明確でなかった会議の役割を、個別ケア会議（個別事例に関する会議）、小地域ケア会議（地域の課題の共有と解決に向けた関係者による協議に関する会議）とした。このため、平成 30 年度以降については以前と回数等が相違している（個別ケア会議増、小地域ケア会議減）。

● 地域ケア会議ボトムアップの図式



(6) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

- ア 介護支援専門員、介護事業者、医療関係機関等との連携強化
- イ 民生児童委員、社会福祉協議会等との連携強化
- ウ 行政機関、その他関係機関・団体との連携強化

(7) 認知症高齢者支援の推進

- ア 相談機能及び支援体制の充実
  - 認知症地域支援推進員としての活動
  - 認知症初期集中支援チーム員としての活動 等

- イ 理解促進に向けた活動  
認知症サポーター養成講座の開催 等

### Ⅲ 令和4年度事業計画

#### 1 基本的考え方

「令和4年度いわき市地域包括支援センター運営方針」に基づき、各種業務を適切に運営する。また、高齢者をはじめとした市民の声を市に伝えるなど、ボトムアップの業務推進に取り組む。

- (1) 高齢者本位をすべての基本とする（意思の尊重、望む暮らしの実現 等）。
- (2) 業務を通じ、市高齢者保健福祉計画が2025年、2040年を見据えたビジョンとして掲げる「健康寿命の延伸」「いわき市地域包括ケアシステムの深化・推進」の実現を目指す（「元気で長生き」「暮らし続ける」）。
- (3) 各自研鑽を積み専門性の向上に努めるとともに、組織の内外を問わず多職種との役割分担・連携による総合力をもって業務にあたる。
- (4) 新型コロナウイルスの影響が、長期に及ぶことを念頭に、対策の徹底とその習慣化を図る。また、職員の安全性にも配慮しつつ、必要に応じ業務の見直しを図りながら、高齢者一人ひとりが自らの意思で暮らし続けることができるよう必要な支援に全力で取り組む。

#### 2 各事業計画

##### (1) 総合相談支援

- ① 地域包括支援センターにおける中核業務として、高齢者やその家族等からのあらゆる相談に真摯に耳を傾け、高齢者等の意思の尊重を基本に、必要な支援に全力で取り組む。とりわけ、次の点に留意し取り組む。

ア 各種相談や関係者から寄せられた情報等にチームを中心として、適切に対応する（あらゆる相談にチームで対応）。

イ 民生児童委員や自治会長等の地域関係者と連携を密にするとともに、つどいの場創出事業等、住民が集う場を有効に活用するなど、地域の情報収集を図る（アンテナを高く）。

ウ 認知症になっても本人の意思が尊重され、生活の継続が可能となるよう、認知症に対する理解の促進と早期発見・早期対応に向けて関係機関と連携して取り組む（認知症にもチームで対応）。

エ 生活課題と併せ、健康課題についてもニーズの把握に努め、必要な支援に取り組む（元気で長生きをサポート）。

オ 地域が有する課題等について集約・分析し、関係者間で共有・対応する（地域

単位でのニーズ把握と対応)。

- ② 国マニュアルに基づき、各チームの現状を点検し課題を把握する。また、明らかとなった課題について改善に努める。

## (2) 権利擁護

- ① 高齢者本人の意思の尊重を基本として、自己決定とその実現に取り組む。
- ② 高齢者虐待に対しては、市対応マニュアルに基づき適切に対応する。
- ③ 必要に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用するなど、意思の尊重や生活継続につながる支援に取り組む。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ① 地域の介護支援専門員が、地域資源を適切に活用し、高齢者が安心してその人らしい生活を継続できるよう支援することのできる環境整備と介護支援専門員へのサポートを行う。
- ② 地域において、関係職種が役割分担し包括的・継続的支援が実践できるよう多職種間の連携を図る。
- ③ 既存サービスの活用ばかりでなく、新たに必要とされるサービスの把握・創出に努める。

## (4) 介護予防ケアマネジメント支援

- ① 指定介護予防支援事業について、自立支援を基本に適正に実施する。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業についても、自立支援を基本に市と連携し適正に実施する。
- ③ 居宅介護支援事業所に予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業の一部に係るケアマネジメント事業を委託する際にも助言等を行い、適切に実施する。

## (5) 地域ケア会議

- ① 個別ケア会議及び小地域ケア会議について、それぞれの目的に留意し、適正に運営する。

(個別ケア会議)

個別事例について、関係機関(団体)等と連携し対応

(小地域ケア会議)

地域課題(高齢者が暮らし続ける上での困り事)の

- ・ 集約
- ・ 地域関係者との共有
- ・ 地域でできることの検討、実施
- ・ 地域での取り組み(できたこと)及びできなかったことの報告  
(中地域ケア会議へ)

- ② 中地域ケア会議及び地域包括ケア推進会議について、市と連携し参画する。

## (6) 地域ネットワークづくり

- ① 介護支援専門員、介護事業者、医療関係機関等との連携強化に取り組む。
- ア 関係者間の連携の必要性にかかる広報・啓発
  - イ 各地域介護支援専門員連絡会議の開催（参加）
  - ウ 医療と介護の連携にかかる会議、講座等の開催（参加）
  - エ 退院時連携システム等連携にかかるしくみづくりと適正運用等
- ② 民生委員、社会福祉協議会、関係団体との連携強化に取り組む。
- ア 民生委員との連携（日々の情報共有、定例会への参加等）
  - イ 社会福祉協議会との（とりわけ地域単位での）連携
  - ウ 地域見守りネットワークとの連携
  - エ 住民支えあい活動等地域関係団体等との連携
- ③ 行政機関、その他関係機関・団体との連携強化に取り組む。
- ア 地区保健福祉センターとの連携強化（情報共有、役割分担と連携、各地域ケア会議）
  - イ 権利擁護・成年後見センターとの連携
  - ウ その他、関係機関・団体との連携

## (7) 認知症高齢者支援の推進

- ① 相談機能及び支援体制の充実を図る。
- ・ 相談支援体制の充実
  - ・ 関係者との連携による早期発見、早期支援体制の確立
  - ・ 認知症初期集中支援チームへの参画と活動
- ② 認知症地域支援推進員を中心に、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業に取り組む。

(予定する主な取り組み)

- ・ 認知症があっても自宅での生活を継続できるしくみづくり
- ・ オレンジカフェやものわすれ相談会運営支援
- ・ 関係機関との連携や勉強会、体験会の開催



# 令和4年度健康づくり事業の取組み



## 目指す姿

【いわき市健康長寿百年構想 ～ 元気100年 よくかみ、よくねて、よくigoku～】  
全ての市民が生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと生活ができる健康長寿社会の実現を目指す

### 青年期

### 壮年期

### 高齢期

保険者・企業等に働きかける取組み・地域(面)的に実施する取組み

意識を変える

行動を変える

環境を変える

**I-① いわきっ子生活習慣病予防健診**  
【継続】 R2年度～  
【対象】 モデル中学校2年生：**1500名**  
**16校**（保護者同意）  
【内容】 生活習慣等アンケート、採血（総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、HbA1c）を学校健診の貧血検査と併せて実施  
生活習慣指導等、予防学習の実施

**I-② 各種健康診査の受診率向上対策【継続】**  
【対象】 健康診査・国保特定健康診査・がん検診などの受診対象者  
【内容】 受診勧奨として対象者に「受診券」を郵送  
→ 従来対象者以外の方（40～70歳の5歳刻み）を追加  
未受診者に対し電話やAI等を活用した受診再勧奨を実施  
→ 未受診者の特性に応じた効果的な再勧奨  
受診の必要性と受診対象者への広報強化  
→ 健康いわき推進会議・健康推進企業普及部会との連携

集団けんしんの予約制導入（新規）  
完全予約制にすることで、新型コロナウイルス感染拡大防止の万全な対策を講じ、まん延防止等重点措置の適用期間等においてもけんしんが実施できる体制とする



**I-③ 情報発信「いわきの極意」（共に創る健康づくり事業(1)）【継続】** 【対象】 全市民  
【内容】 各種SNSやYouTubeに加え、R4年度からはWEB・紙と多様な媒体で健康に関する情報を広く発信  
食事（栄養）、運動、けんしんをはじめとする健康に関する様々な情報の発信

**II-① いわき健康チャレンジ事業** 【継続】 H29年度～ 【対象】 18歳以上  
【内容】 運動や食事など健康行動に取り組み、基準達成で特典（専用紙台紙、携帯用アプリにより実施）

減塩・運動

**II-② からだがみえるおでかけ測定会【継続】**  
【対象】 概ね64歳以下（5人以上のグループ）  
→ スポーツ団体、商業施設等と連携し公募  
【内容】 対象や会場に合わせメニュー選択  
測定メニュー（血管年齢、内臓脂肪、簡易血糖、塩分量、食事診断、健康相談等）

企業共創

減塩

**II-③ 国保特定保健指導【継続】**  
【対象】 国保特定保健指導の基準該当者  
【内容】 メタボ改善のための支援

減塩・運動

**II-④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業**  
【継続】 後期高齢者医療広域連合の受託事業R3年度～  
【対象】 高齢者（5圏域）  
【内容】 低栄養や疾病の重症化予防の訪問指導  
介護予防事業と連携した健康教育・相談  
※ハイリスクアプローチ（生活習慣病重症化予防）  
※ポピュレーションアプローチ（つどいの場等）

**II-⑤ 官民共創健康づくり事業** 【継続】 H30年度～ 【対象】 市内企業従業員  
【内容】 民間企業と共創し、従業員の健康づくりをサポート

企業共創

減塩・運動

**II-⑥ 健康づくりサポートセンター事業（交流拠点型：いわきゆったり館内、地域密着型：公民館等）【継続】** R2年度～  
【対象】 18歳以上（高校生除く） 【内容】 運動器具等による運動プログラム等や運動・栄養・健康相談を一体的に実施

運動

**III-① 「いわきひとしお」（共に創る健康づくり推進事業(2)）（※R元年度～健康づくり見える化事業から名称を変更）**  
【対象】 全市民 【内容】 本市の健康課題の一つ「高血圧」の予防・改善に向けた事業を展開（減塩商品の開発・普及等）

企業共創

減塩

**III-② 運動習慣エクササイズ生配信（共に創る健康づくり事業(3)）【継続】** 【対象】 壮年期  
（※R元年度～地区まるごと健康づくりモデル事業から名称・事業内容を変更）  
【内容】 コロナ禍での健康づくりを推進するため、ICTを活用した健康指導（オンライン教室等）や地域を限定しないコミュニティづくり・企業等へのアウトリーチなど

運動

企業共創



健康いわき推進会議・健康推進企業普及部会との協働によるライフステージに応じた“共に創る”健康づくりの推進

市民の誰もが健康で百歳をむかえられる地域社会の実現